

役員報酬・費用弁償等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北部保育園の役員（理事・監事・評議員）の報酬及び旅費並びに嘱託医の報酬に関し必要な事項を定める。

2 前項における嘱託医の報酬については、別表のとおりとする。

(報酬の不支給)

第2条 役員報酬は、施設会計等で常務役員に対し、給与として支給する場合の他は、これを支給しない。

(報 酬)

第3条 役員報酬は各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給することができる。

2 報酬は、理事長の求めにより理事会、監事の業務監査、評議員会に出席した場合等について1日につき2,000円（源泉所得税控除後）を支給する。

(旅 費)

第4条 役員が前条の業務以外の法人の業務のために出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費を支給する。

別表

職名	報酬額（年額）
嘱託医（内科）	65,000円
嘱託医（歯科）	55,000円

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、昭和63年4月1日から改正施行する。
- 3 この規定は、平成2年4月1日から改正施行する。
- 4 この規定は、平成6年4月1日から改正施行する。
- 5 この規定は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 6 この規定は、平成21年3月1日から改正施行する。
- 7 この規定は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 8 この規定は、令和4年2月1日から改正施行する。